

近畿地方整備局 入札監視委員会（第二部会） 平成29年度第3回審議概要

開催日及び場所	平成29年12月22日（金） 神戸地方合同庁舎 3階 第6共用会議室		
委員	芥川真一（神戸大学大学院工学研究科教授 第二部会長代理 今回抽出担当者） 角松生史（神戸大学大学院法学研究科教授 第二部会長） 米田和史（米田会計事務所 公認会計士・税理士） （五十音順）		
審議対象期間	平成29年7月1日 ～ 平成29年9月30日		
報告事項	①発注状況報告 ②指名停止措置の運用状況報告 ③談合疑義事実の選定に関する基準に該当した案件の発生状況報告 ④再度入札における一位不働状況報告 ⑤低入札価格調査制度対象工事の発生状況報告		（備考） ・①～⑤について、整備局資料に基づき説明を行った。
審議事項	総件数	（備考）	
①抽出案件	7件	[抽出件名]	
＜工 事＞			
一般競争入札方式 （WT0対象）	1件	・神戸港ポートアイランド(第2期)地区航路(-16m) 第六南防波堤撤去工事	
一般競争入札方式 （WT0対象外）	1件	・舞鶴港和田地区岸壁(-14m)附帯施設舗装工事	
＜業 務＞			
簡易公募型競争入札方式	3件	・和歌山下津港海岸(海南地区)日方防潮堤等細部設計 ・神戸港附帯施設土質調査 ・大阪港北港南地区岸壁(-16m)(C12延伸)施工環境調査	
簡易公募型プロポーザル方式	1件	・舞鶴港和田地区道路(上安久線)附帯施設基本設計	
＜役務の提供及び物品＞			
随意契約方式	1件	・近畿地方整備局・堺市合同総合防災訓練実施業務	

	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
【報告事項】 ①発注状況報告 ②指名停止措置の運用状況報告 ③談合疑義事実の選定に関する基準に該当した案件の発生状況報告 ④再度入札における一位不動状況報告 ⑤低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況報告 ・質問なし	

意 見・質 問	回 答
【審議事項】 1. 一般競争入札方式（W T O対象） 「神戸港ポートアイランド(第2期)地区航路(-16m)第六南防波堤撤去工事」 ・最大4つの技術提案に対し、各提案ごとの評価の合計点が今回の技術点ということでよろしいでしょうか。 ・技術提案は、他者のノウハウということなので、ここでも内容は開示しないということでもよろしいでしょうか。 ・入札価格が最低でありながら、技術点で差がつき落札に至らなかった者は、技術提案に何か劣っていた点があったのでしょうか。	・そのとおりです。 ・そのとおりです。 ・最低価格の入札者の技術提案が劣っていたわけではなく、落札者の技術提案が特に優れていました。各者様々な提案をしておりましたが、その中でも落札者の技術提案は、特にテーマAについて他者より高い評価がつけました。

意 見・質 問	回 答
2. 一般競争入札方式（W T O対象外） 「舞鶴港和田地区岸壁(-14m)附帯施設舗装工事」 ・発注方式が「総合評価落札方式・施工能力評価型Ⅱ型」となっておりますが、この「施工能力Ⅱ型」の特徴について簡単に教えてください。 ・入札参加者が10者と多かった理由を教えてください。 ・全者の評価点が満点に対してかなり点数が低いのですが、この状況についてご説明ください。	・技術提案を求めるのではなく、過去の施工実績等で評価する方式です。比較的簡単な工事で採用しています。 ・アスファルト舗装という一般的な工事であることから、応募しやすかったのではないかと考えております。 ・まず、港湾空港部でアスファルト舗装工事の案件があまりないため、過去の実績を持つ者がいませんでした。また。特に差がついたのは、登録基幹技能者の配置や技術者の資格、新技術の使用といった企業努力により加点される部分でした。その他、普段港湾工事を施工していない業者が多かったため、港湾工事

	で特に評価される項目について加点のない者が多くいました。 企業の能力及び配置予定技術者の能力評価において、過去の近畿地方整備局での工事成績評定点にかかる評点が全者０点となっております。これは、この地方でこのクラスの工事の発注が長年なく、今回の応募者に近畿地方整備局における施工実績を持つ者がいなかったためです。よって、全者の基礎点自身が低くなっています。 ただし、それ以外のところでは、各企業の努力による加点がなされています。公共工事の発注が厳しい中で、地方ではこのような現象も起こっている、という状況です。
・では逆に言えば、今回は新規業者が多く参入して、競争が発生したという考え方もできるのでしょうか。 ・各者の入札価格にもばらつきがあります。このクラスの業者ですと、調査基準価格を読む能力にも差が出たということでしょうか。 ・京都府内に営業所を有することを参加条件としていますが、距離で見れば、他県でも京都府より近い業者があるように思います。	・そうです。 ・積算にも各者の技術力が表れるため、調査基準価格の読みについても、多少影響が出ていると思います。 ・京都府内の業者で競争性が確保できることを確認した上で、京都府内に条件を設定しています。京都府内でどうしても確保できない場合は、兵庫県を含めるようにしています。

意 見・質 問	回 答
３．簡易公募型競争入札方式 「和歌山下津港海岸(海南地区)日方防潮堤等細部設計」 ・同等の予定価格の案件で、一般競争方式入札の案件と簡易公募型競争入札方式の案件とがあります。どのような振り分けで行っているのでしょうか。 ・今回の落札者は入札価格の一番高い者であり、落札結果には技術点が大きく影響していると思われます。あまり難しい設計では	・工事は一般競争入札方式、業務は簡易公募競争入札方式としています。 ・配置予定技術者の資格にかかる点数が０点の者があり、大差がつきました。また、過去の業務成績や表彰の有無でも差がついていま

ない本件で、技術点で大きな差がついた理由は何でしょうか。	す。
・議論の余地があるとすれば、価格差があまりない状況で、総合評価方式と価格評価方式とのどちらでやるべきだったかということでしょうか。また、過去の実績中心で評価することについても、どう捉えておられるのでしょうか。技術者をきちんと配置することが重要と判断され、総合評価方式で実施したということでしょうか。 ・技術力は必要なのでしょうか。ただ、実績中心の評価だと、参加者が固定されてしまうところが難しい点かとも思います。そこを考慮の上、全体的なバランスを考えて発注されているのだと理解しました。	・今回の細部設計は、津波対策という施設の特性もあり、それなりの技術力を求めています。また、入札価格は均衡しておりますので、価格差がない中での最後の決め手として、技術提案の評価点が価格差を超えたという結果だと思っております。

意 見・質 問	回 答
4. 簡易公募型プロポーザル方式 「舞鶴港和田地区道路(上安久線)附帯施設基本設計」 ・落札率が高い上に、参加者が2者と少なかったのは、参加要件が厳しすぎたということはありませんか。 ・価格競争は元から想定しておらず、技術提案書の競争のみで業者が決まるということでしょうか。 ・和田地区道路とありますが、臨港道路の附帯施設ということで、港湾空港部が担当しているのですか。 ・参加表明書と技術提案書とで記載された照査技術者が異なるために技術提案書が無効になったというのは、やはりレアケースなのでしょうか。	・参加要件にある同種業務の経験者は、当局のデータベース上では113者おり、十分な競争性が確保できると考えておりました。ただ、結果として応募が2者しかなかったということです。 ・そのとおりです。落札率が高いというご指摘もありましたが、プロポーザル方式は提出された技術提案書に基づく参加者からの見積もりによって積算も行われるため、入札価格と予定価格も近くなります。 ・そのとおりです。 ・レアケースです。

・プロポーザルについても、参加者が多い方が競争性が確保されると思います。今回も競争性は確保できるという想定であったのに、結果として応募が少なかったということなのでしょう。	・たとえ参加者の数は少なくても、技術提案書の内容をしっかりと審査し、それなりの評価に値する者を選定しています。
---	---

意 見・質 問	回 答
5. 簡易公募型競争入札方式 「神戸港附帯施設土質調査」 ・技術提案の評価点が価格差を超えたという結果になっていますが、落札者の技術提案の優れていた点を教えてください。	・表彰の実績があったことや、配置予定技術者の経験や能力実績が高かったことを評価しました。また、技術提案の評価テーマに対する提案の実現性が、実績に裏付けされた内容であったことから、高く評価がつけました。

意 見・質 問	回 答
6. 簡易公募型競争入札方式 「大阪港北港南地区岸壁(-16m)(C12延伸)施工環境調査」 ・最も差がついたのは、配置予定技術者の成績の部分ですか。 ・新規業者が参入するためにはどこで国の業務の実績を積み重ねていけばよいか、何か考えはありますか。	・配置予定技術者の成績に加え、落札者には表彰にかかる加点もあり、大きな差がつけました。また、点数が極端に低い者には、過去の国の発注業務の業務実績がなく、そこでも差がついています。 ・小さい業務の実績を徐々に積み重ねていただくしかないのかな、と考えております。また、このような状況を踏まえ、近年は「チャレンジ型」という、過去の実績の評価を軽減した発注方式も試行しています。こういった方式の案件で、実績を積んでいただきたいと思います。

意 見・質 問	回 答

7. 随意契約方式 「近畿地方整備局・堺市総合合同防災訓練実施業務」 ・（一社）埋立浚渫協会がどのような組織か教えてください。 ・海上工事の建設会社のみなさんが加入している協会ですか。それとも一部の会社のみの加入ですか。 ・堺市との合同訓練とのことですが、本業務における堺市との役割分担はどのようなになっているのでしょうか。 ・災害協定の締結相手は協会ですが、個別の企業とは災害協定は締結していないのですか。 ・本日の審議案件の「舞鶴港和田地区岸壁(-14m)附帯施設舗装工事」では、参加者のうち1名だけ災害協定を結んでいない者がいました。各社が災害協定を締結している状態が一般的、というわけではないのでしょうか。	・海上工事を主体とした業者が参加している、大手の業者中心の業界団体です。災害時に、当局の要請に基づいて出動できる業者を、協会員の中から調整していただく協定を締結しています。 ・大手のほとんどの業者が加入しています。 ・本業務は当局単体での契約であり、堺市との業務分担はありません。 ・個別の企業とは締結していません。 ・災害協定の締結先は各企業ではなく、各協会です。そのため各協会に加入している企業であれば、自動的に災害協定を締結していることになります。
--	---

意 見・質 問	回 答
8. 全体を通して ・総合評価において、災害協定の締結にかかる評価点の付け方を教えてください。 ・総合評価方式の審査担当者の分担やローテーションを教えてください。	・協定の締結先が地方整備局か自治体かによって、評価に点差をつけています。 ・業務については、当該業務の発注担当課の課長、技術審査担当課の責任者、当該業務の関係者の3名で審査を行っています。評価に統一性を持たせるため、技術審査担当課にも入ってもらっています。 工事は、審査担当課内の複数名で、過去の実績や新しい提案についてはその裏付けなどを調べながら、段階的に評価を行っています。

・評価資料に、各審査担当者ごとの評価内容の記載がないものがありますが、実際は複数の人間で評価を行っているということでしょうか。 ・では、工事は組織全体として評価を出している。業務は、複数の点について各担当で分担して評価を出している、という認識でよろしいでしょうか。	・工事については、審査担当課内の複数名で審査をし、その後、最終的に責任者も含めて評価を出していきます。何人もの目を通して、一つの評価結果を出していくという形をとるため、審査担当者別の評価内容の記載はありません。一方で業務については、3名の評価を合わせたものを最終的な評価としていますが、各人の評価に極端な差が出ないように、調整はしています。 ・特に工事は、過去から同様の工事が継続していたり、他工事で使用された技術が別の工事にも流用できることも多いので、判断基準が工事ごとで大きく異ならないよう、総合的に評価するようにしています。 一方で業務は、求める技術が業務ごとにそれぞれ違うので、各業務において求める技術を、発注担当部署が直接評価できるような体制としています。
---	--